

## 4. 児童虐待予防対策

### 1. 大阪府における児童虐待の現状

#### 1. 大阪府の概要

○全国及び大阪府における児童虐待相談対応件数の推移

(単位：件)

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
全国児童相談所	66,701	73,802	88,931	103,260	122,578	133,778	159,850	193,780
大阪府子ども家庭センター	6,079	6,509	7,874	10,427	10,118	11,306	12,208	15,753
大阪市	2,823	3,193	4,554	4,664	6,020	5,485	6,316	6,523
堺市	973	1,014	1,310	1,490	1,605	1,621	2,170	2,367
府内41市町村 (政令市除く)	8,725	9,191	10,377	11,624	12,972	14,455	15,993	18,555

(令和元年度 大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書)

○大阪府子ども家庭センターにおける被虐待児童の年齢・相談種別件数(平成30年度・令和元年度)

(単位：件、%)

	身体的虐待		性的虐待		心理的虐待		ネグレクト		計		構成比%	
	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元	H30	R元
0～3歳未満	216	215	5	9	1,299	1,655	459	510	1,979	2,389	16.2	15.2
3歳～学齢前	491	561	16	19	1,884	2,503	630	772	3,021	3,855	24.7	24.4
小学生	995	1,119	36	79	2,324	3,069	842	1,041	4,197	5,308	34.4	33.7
中学生	552	726	34	39	928	1,272	350	456	1,864	2,493	15.3	15.8
高校生 その他	402	527	23	54	553	883	169	244	1,147	1,708	9.4	10.9
計	2,656	3,148	114	200	6,988	9,382	2,450	3,023	12,208	15,753	100	100
%	21.8	20	0.9	1.3	57.2	59.5	20.1	19.2	100	100		

(令和元年度 大阪府子どもを虐待から守る条例第9条に基づく年次報告書)

○母子保健分野の主な対象である0歳～学齢前(乳幼児期)で、4割を占める。

○虐待種別では、心理的虐待が約6割を占め、身体的虐待及びネグレクトがそれぞれ約2割を占める。

性的虐待は割合も件数も増加した。

## 2. 児童虐待予防における医療・保健・福祉の連携について

### [1] 「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」

平成 26 年の児童虐待による死亡事例等について、大阪府社会福祉審議会児童福祉専門分科会児童虐待等点検検証部会からの提言を受け、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」（以下「ガイドライン」とする。）を平成 28 年 1 月に策定し、平成 28 年度より運用している。

#### <ガイドラインの運用調査>（令和 2 年度実績）

##### （1）調査結果（概要）（政令市・中核市を除く）（単位：人）

##### ① 妊娠届出に対するアセスメントシート（妊娠期）の活用状況

妊娠届出数：18,512、活用数 12,662（68.4%）。

##### ② 支援を要する妊婦の結果（出産までの妊娠期）結果と管理について

アセスメントした最終結果	
フォロー不要	7,098（56%）
要フォロー妊婦	4,765（46%）
要対協調整機関に報告する妊婦	799（6.3%）
「要対協調整機関に報告する妊婦」のうち	
特定妊婦	740（92.6%）

○妊娠届妊婦の約 7 割にアセスメントシート（妊娠期）が活用されている。

○妊娠届のあった妊婦の内、4%が特定妊婦となっている。

○要対協調整機関に報告する妊婦のうち、92.6%が特定妊婦となっている。

##### （2）特定妊婦が出産した児の状況

##### ① R 元年度特定妊婦が出産した児の出生時の状況

R 元年度 特定妊婦の数	出産した児の出生時の状況			
	台帳登録された（一時保 護・施設入所を含む）	台帳登録せず 見守り	その他（転出等）	計
916	687	25	35	747

○特定妊婦が出産した児の 92%が、台帳登録されている。

##### ② ①で台帳登録された児の、概ね 1 歳時の状況 ※R3 年 4 月末現在の状況

台帳登録中	台帳登録せず 見守り中	登録削除
440	35	202

○特定妊婦が出産した児は、概ね 1 歳時で約半数（59%）が台帳登録されている。

(3) 結果等

- ・妊娠届出時の保健師等専門職による面接等は、府内 43 市町村で実施されている。
- ・妊婦に対するアセスメントシート（妊娠期）の活用は、前年度実績より増え約 7 割であった。
- ・「要対協調整機関に報告する妊婦」のうち特定妊婦に登録されている割合は、令和 2 年度実績においては約 93%と 9 割を超えている。（R 元 98%、H30 年 90%）
- ・本ガイドラインを通じて、要対協調整機関との共通認識が良好になったという市町村があるが、連携に苦慮している市町村もある。

(4) 課題

- ・妊娠届出面接時等のアセスメントシート（妊娠期）の活用促進。
- ・支援が必要な妊婦等に対する支援計画・方針について、関係機関との情報共有が必要。

(5) 方針

- ・アセスメントシート（妊娠期）の項目や運用についての検証等の検討が必要。
- ・関係機関間の相互理解を深めるため、引き続き、福祉部・健康医療部が協力して研修会や連絡会議を開催し、情報共有・情報交換等を行う。

[2] 要養育支援者情報提供票

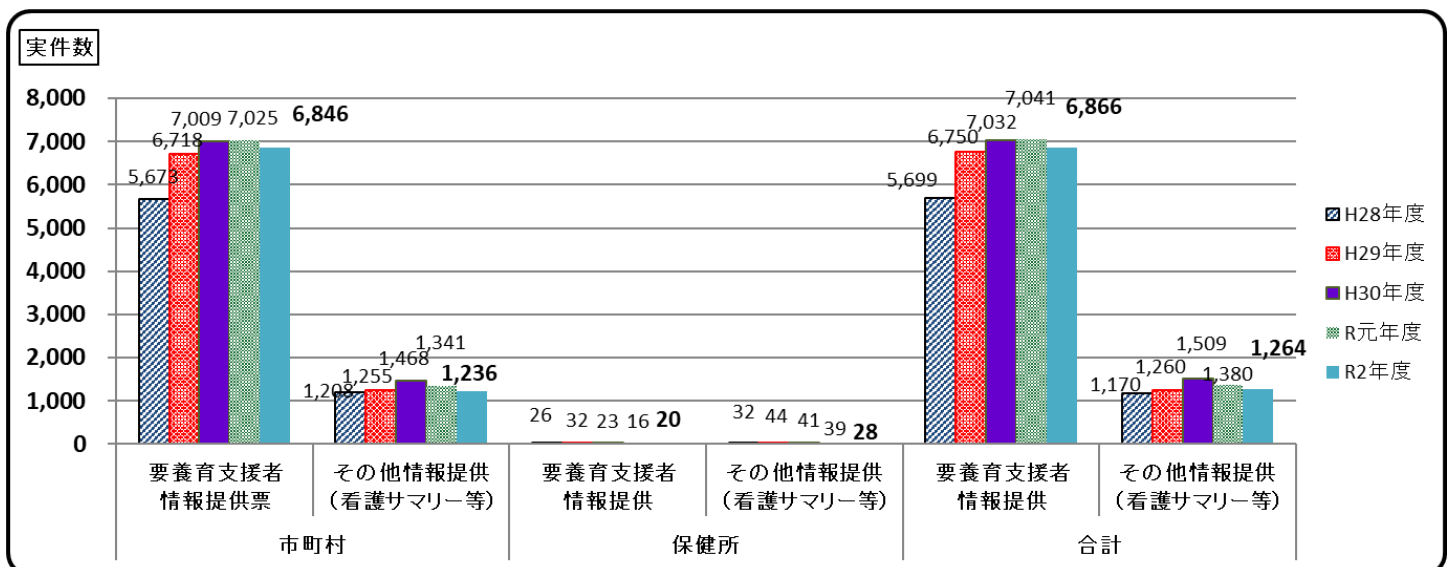
(1) 経過

- ・平成 21 年度 要養育支援者情報提供票による連携体制を整備。
- ・平成 25 年度 要養育支援者情報提供票の一部改正（情報提供票を「妊婦版」「産婦・子ども版」を作成、受理機関を市町村保健センターに 1 本化）。

(2) 要養育支援者情報提供票 令和元年度の実績

① 「要養育支援者情報提供票」による医療機関から保健機関への情報件数

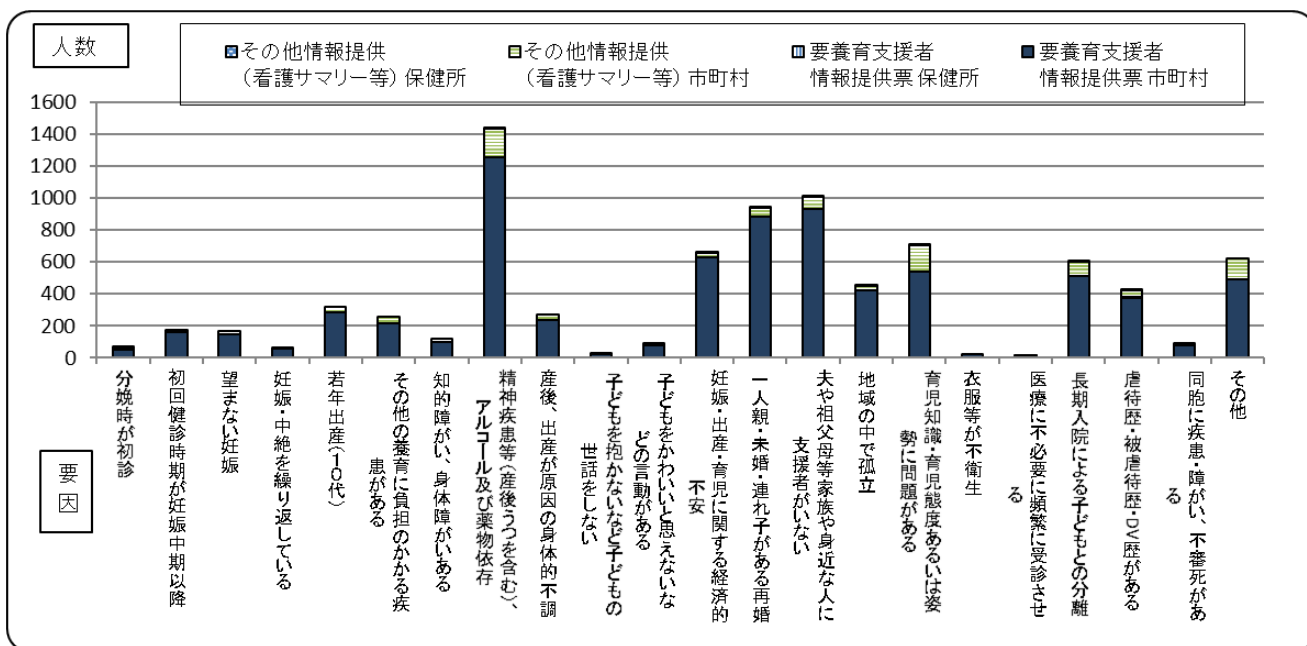
平成 26 年度 4,849 件、平成 27 年度 5,099 件、平成 28 年度 5,699 件、平成 29 年度 6,750 件、平成 30 年度 7,032 件、令和元年度 7,041 件と増加、令和 2 年度は 6,866 件と微減であったが、妊婦の情報受理数は増加している。



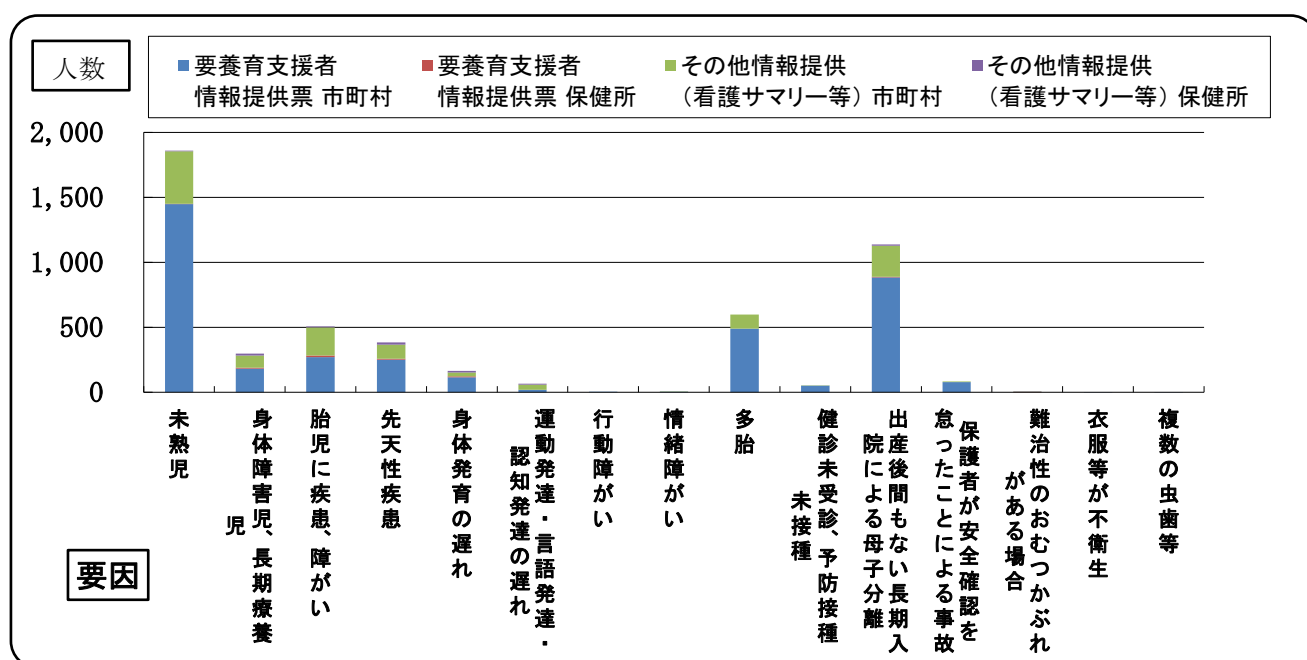
## ② 主な情報提供元

- 産婦人科からの情報受理 4,971 件(総延件数 8,130 件のうち 61.1%)前年度比 281 件減(年間出生数※ 約 61,878 人における割合 約 8%)。出生に占める割合は不変。※令和 2 年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況(厚生労働省)
- 小児科からの情報受理 1,685 件(総延件数のうち 33.9%) 前年度より 9%増加。
- 精神科からの情報受理件数は 11 件で前年の 6 件より増えたが、歯科からは 0 件。
- 児童虐待の早期発見・発生予防の必要性から、児童福祉法に「支援が必要と思われる子どもやその保護者」について市町村への情報提供が法定化されたことなども踏まえ、引き続き、医療機関との連携により、切れ目ない支援を提供できる体制づくりに取り組みたい。

## ③ 保護者側の主なリスク要因(令和 2 年度)



## ④ 子ども側の主なリスク要因(令和 2 年度)



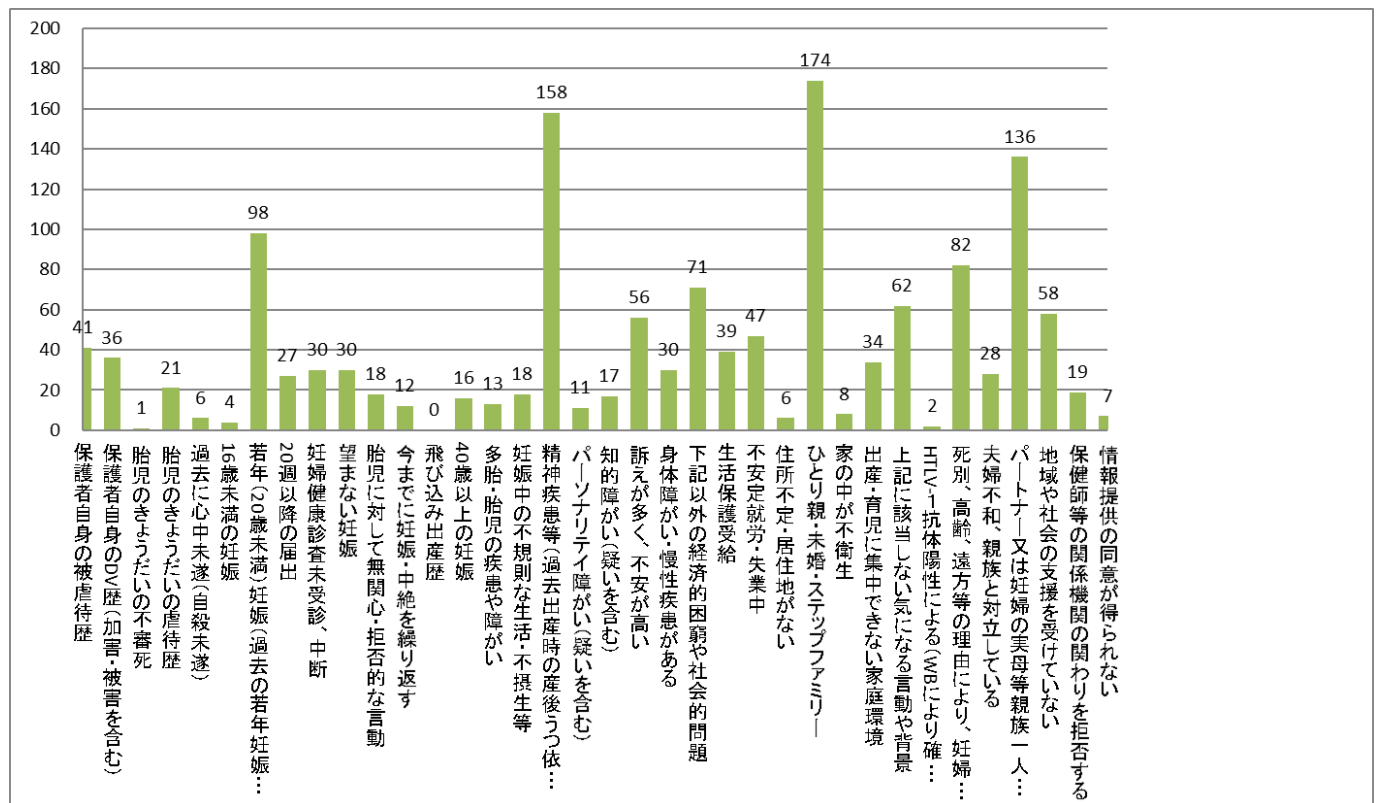
⑤支援状況

97%に支援を実施し、初回訪問結果は、「養育不安あり」(25.2%)、「虐待リスクあり」(12%)である。

⑥ 要養育支援者情報提供票（妊婦版）の受理状況（令和2年度）

	市町村	保健所	合計
令和2年度情報受理事件数（実件数）	572	0	572
産婦人科	536	0	536
小児科	0	0	0
精神科	2	0	2
歯科	0	0	0
助産所	0	0	0
その他（新生児科等）	30	0	30

⑦ 妊娠中に連絡があった572例の要因（令和2年度）

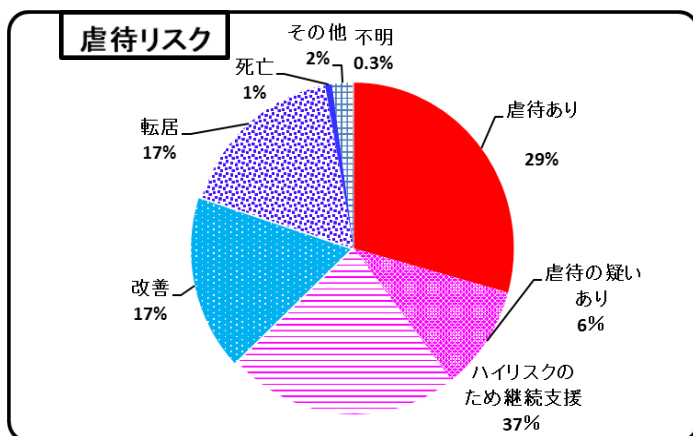
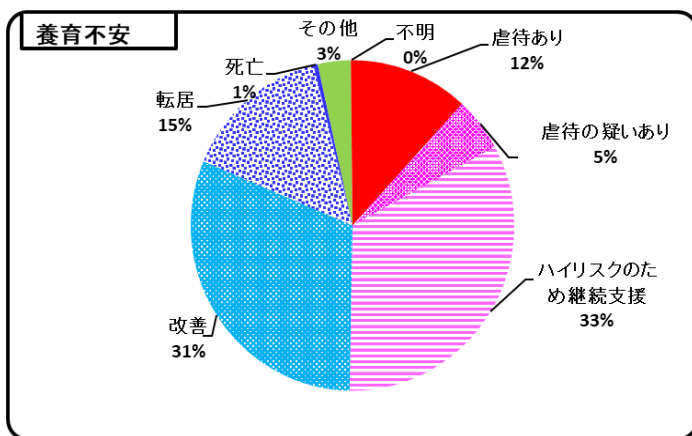


• 妊娠中にかかわった530件についての初回訪問の結果、「養育不安あり」224件(42.3%)、「虐待リスクあり」158件(30.0%)である。

⑧令和2年度「養育不安あり」「虐待リスクあり」事例の1年後の経過について

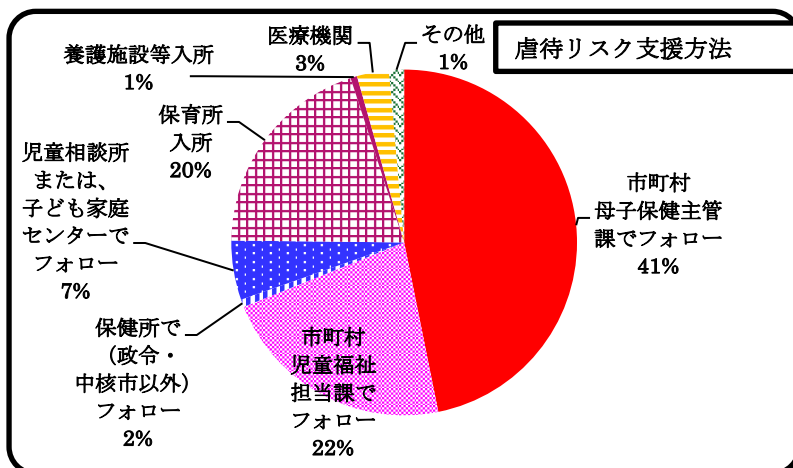
「養育不安あり」の1年後の経過

「虐待リスクあり」事例の1年後の経過



- ・「養育不安あり」のうち17%が「虐待、または疑いあり」で前年と不変。
- ・「虐待リスクあり」のうち35%が、「虐待、または疑いあり」となっており、前年（41%）より減少。

⑨「虐待リスクあり」事例の児の支援方法



- ・支援方法の内訳割合は前年とほぼ不変。
- 虐待の早期発見の視点を持って支援することで、要対協等の機会に市町村児童福祉主管課や児童相談所と情報共有、役割分担し必要な支援開始につながっている。医療・保健・福祉の一層の連携が必要である。

(3) 今後の対応

- ・ホームページに結果報告を掲載し、医療機関等関係機関へ情報提供。
- ・市町村や保健所に実施報告結果を情報提供。
- ・医療機関から連絡があったケースは、「妊娠期からの子育て支援のためのガイドライン」に沿った関係機関連携により早期に支援ができるよう、引き続き研修等、機会を捉えて周知していく。
- ・妊娠期からの切れ目のない支援や関係機関連携の実施について、研修など機会を利用し周知していく。医療機関については、引き続き周知及び情報提供依頼のため、助産師等の看護職の研修でも周知を進めていく。